

## 第 187 回 福島県都市計画審議会

年月日 令和 3 年 1 月 27 日 (水)

時間 午前 10 時～

場所 福島テルサ 3 階あぶくま

(司会)

それでは定刻となりましたので、只今より第 187 回福島県都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の後藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴される方に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために会議を非公開とする場合には、会場から退席していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様配布しております資料のご確認をお願いいたします。

次第、議案書、資料 1 (県中都市計画道路の変更について、県南都市計画道路の変更について)、資料 2 (相馬地方都市計画道路の変更について)、資料 3 (特殊建築物の敷地の位置について (喜多方市))、参考資料 (県北都市計画地区計画の決定に係る広域調整のための意見聴取について (回答))。

また、本日の名簿につきましては、議案書の 12 ページに記載しております。お手元がない資料がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、本日、新型コロナウイルス感染防止対策としまして、質疑応答の際のマイクにつきましては、係員が除菌をしてからお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

次に、審議会の開会に先立ちまして、福島県都市計画審議会条例第三条第二項による任期満了により、この度、学識経験者の 9 名の方が再任あるいは新たに就任されましたので、議案書の 12 ページの委員名簿をご覧願います。今回、新たに 3 名の方が委員に就任されましたので、一言ご挨拶いただければと思います。

はじめに、議席番号 7 番 山口栄子委員でございます。

(7 番 山口委員)

山口です。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きますして、議席番号 8 番 川端茂樹委員でございます。

(8 番 川端委員)

川端と申します。よろしく願いいたします。

(司会)

続きますして、議席番号 16 番 大和田廣子委員でございます。

本日は、所用のため、欠席されております。

続いて、議事に先立ちまして、会長の選出についてご説明させていただきます。会長に就任していただいていた初澤委員が任期満了となり、改選となったことから、現在は会長不在の状況となっており、本審議会において新たに会長を選出することとなります。福島県都市計画審議会条例第四条第一項の規定により、「会長は学識経験のある者のうちから委員の選挙によってこれを定める。」となっておりますことから、学識経験のある委員以外の方に、仮議長として会長の選出まで、暫時進行をお願いしたいと思います。それでは、仮議長の選出ですが、いかがいたしましょうか。

(事務局一任)

(司会)

事務局一任という意見がございましたが、事務局一任としてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

(司会)

それでは事務局、お願いいたします。

(事務局)

はい、都市計画課の鈴木と申します。事務局案といたしましては、本日は代理出席ではございますが、4 番の品川委員にお願いしたいと考えております。

(司会)

只今、事務局より品川委員との意見がありましたが、品川委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(4番 品川委員 (代理：浜津))

はい、わかりました。

(司会)

それでは議長席までご移動をお願いいたします。

それではよろしくをお願いいたします。

(仮議長)

只今、仮議長に選出されました、品川の代理といたしまして出席しております、郡山市都市整備部長の浜津と申します。皆様方におかれましては、円滑な議事進行についてご協力の程よろしくをお願いいたします。

まずはじめに、出席委員数をご報告いたします。全委員 19 名のうち、出席委員は 15 名で、うち代理出席者は 6 名でございます。これは、福島県都市計画審議会条例第七条第二項に定める定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立しております。

それでは、只今から会長の選出を行います。学識経験のある委員に該当する方々は、議案書の 12 ページの部門名に「学識」と記載のある 9 名でございます。そのうち、本日出席されております 7 名の中で、会長へ立候補もしくはどなたかご推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

(19番 横田委員)

19番 横田です。前会長を務めていただいていた初澤委員に引き続きお願いしたいと考えております。

(仮議長)

只今、初澤敏生委員との推薦がございましたが、委員の皆様、ご意見等ございますか。

(意見等なし)

(仮議長)

それでは、意見等が無いようですので、初澤敏生委員を会長とすることによってよろしいでしょうか。

(異議なし)

(仮議長)

それでは、ご異議ないようですので、本審議会会長は18番 初澤敏生委員に決定いたしました。皆様には円滑な進行に御協力いただきまして誠にありがとうございます。それでは、新会長が決定しましたので、仮議長を解任させていただきます。

(司会)

ありがとうございました。それでは、初澤会長、会長席へお願いいたします。それでは、一言御挨拶をお願いいたします。

(会長)

只今、会長に選出されました初澤でございます。本当に身の引き締まる思いであります。皆様のご協力を得ながら恙なく運営していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

次に、会長職務代理者を定めたいと思っております。福島県都市計画審議会条例第四条第三項に基づき、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっております。つきましては、初澤会長よりご指名をお願いいたします。

(会長)

それでは、代理者といたしまして、議席番号1番 川崎委員にお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、議事に移らせていただきます。

福島県都市計画審議会会議運営規則第5条に基づき、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、初澤敏生会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発

言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

まずはじめに、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従いまして、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

ありがとうございます。それでは御異議ないようですので、3番の鈴木深雪委員、及び10番の佐藤政隆委員のお二方をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは議事の方に入らせていただきます。議案書の目次をお開きいただきたいと思います。

本日は、報告事項1件、議案4件、都市政策推進専門小委員会からの報告1件を予定しております。

それでは、次第の2番を御覧いただきたいと思います。第186回福島県都市計画審議会に付議された案件について、事務局よりご報告をお願いいたします。

(事務局)

県都市計画課・副課長の鈴木です。着座にて説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。第186回福島県都市計画審議会に付議された案件は次のとおりです。議案第2024号 会津都市計画道路の変更について、告示年月日 令和2年11月10日、告示番号は記載のとおりです。議案第2025号 二本松本宮都市計画道路の変更について、告示年月日 令和2年11月13日、告示番号は記載のとおりです。議案第2026号 特殊建築物の敷地の位置について(須賀川市)、令和2年10月29日許可。以上、報告させていただきます。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの報告に関しまして、ご質問等ございますでしょうか。

(質問等無し)

(会長)

それでは、次第の3番、議事に移らせていただきたいと思います。

本日も審議いただき議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました4件

となっております。議案第 2027 号「県中都市計画道路の変更について」、議案第 2028 号「県南都市計画道路の変更について」、議案第 2029 号「相馬地方都市計画道路の変更について」、議案第 2030 号「特殊建築物の敷地の位置について（喜多方市）」です。

それでは、議事の審議に入らせていただきます。まず、第 2027 号と第 2028 号は連続する案件でございますので、一括して取り扱わせていただきたいと思います。では、事務局より説明願います。

(事務局)

それでは資料 1 をご覧ください。国道 4 号の変更が関連するため、議案第 2027 号と第 2028 号は、併せて説明いたします。次をお願いします。

はじめに、議案第 2027 号県中都市計画道路について説明いたします。

位置図をご覧ください。資料の右上が北の方角となります。上段に太い矢印で記載しましたが、鏡石町と矢吹町の境で、右方向が県中都市計画区域、左方向が県南都市計画区域となります。太い青色の線で旗揚げした区間が、既決定の道路となります。太い赤色で旗揚げした箇所が今回変更で起終点の位置を変更し延伸する区間となります。

総括図をご覧ください。県中都市計画道路 3・3・1 号 国道 4 号線は、東京から青森を結ぶ幹線道路であり、今回の決定路線はその一部区間で鏡石町市街地の西側を縦貫する路線として昭和 34 年に都市計画決定されています。今般、交通量の増加による旅行速度の低下や事故の発生など交通課題が大きいことから、起点側の鏡石町久来石から鏡石町久来石南までの区間を新たに 4 車線に拡幅するため起点の位置を変更し、また、一部区間の歩道の変更幅が確定したため、あわせて幅員を変更するものです。延長は、終点の郡山市と須賀川市境までとなり、変更後は 14.64km となります。南側は、今回変更する県南都市計画道路と町境で接続します。幅員は、標準幅員で 22m から 30m となります。

計画図をご覧ください。向かって右側が北の方角となります。計画図では、変更で延伸する部分のみ表示しています。起点は、矢吹町との境まで約 1.8km 延伸し、県南都市計画道路に接続します。写真は、現状の写真です。

こちらは、標準横断面図です。道路区分は第 3 種第 1 級、設計速度を 80km/h となります。車道は、4 車線で大型車の通行に十分な車線幅員 3.5m を確保するとともに、中央分離帯を設け、対面車両との衝突事故を防ぐことで幹線道路としての走行性や安全性を確保しています。断面図をご覧ください。一番上が既決定の標準幅員で 22m、中央が今回延伸する 1.8km の区間の標準断面で 25.25m、一番下は、既決定部分で市街地部など自転車や歩行者が多い箇所の標準幅員で 30m となります。それぞれ、路肩や歩道部分の幅員が異なっておりますが、道路

の設計基準である、道路構造令から、それぞれの地区に合わせて採用しており、今回、一部区間の歩道の変更幅が確定したため、あわせて幅員 22m～30m に変更するものです。次お願いします。

次に、議案第 2028 号県南都市計画区域の国道 4 号線などについて説明いたします。次お願いします。

総括図をご覧ください。これは、矢吹町の都市計画図に今回変更する路線を記載した図です。矢吹町では、長期未着手都市計画道路の見直しを進めており、今回、赤枠で囲んだ 3 箇所を変更したいと考えております。中央の太い赤線が、3・3・302 号国道 4 号線です。左側の表をご覧ください。本路線は、国道 4 号の一部区間であり、矢吹町市街地の西側を縦貫する路線として昭和 33 年に都市計画決定されています。今般、交通量増加等により旅行速度の低下や事故の発生など交通課題が大きいことから、起点側の矢吹町新町から矢吹町北浦まで及び終点側の矢吹町北町内の区間をそれぞれ延長し、あわせて本路線の全区間 4 車線に拡幅するため、起終点の位置、線形、幅員及び番号を変更するものです。延長は、3.24km、幅員は 26m となります。次お願いします。

次に道路の番号の変更について説明します。先程の位置図で示したとおり、名称の番号が変更となります。これは、道路の区分や規模が分かるよう定めたもので、上段に示すとおり、道路区分、規模、番号で表します。下の図をご覧ください。例えば、既決定の道路は、幹線道路で、幅員 11m、変更後は、幹線道路で 26m となります。右側の表を見ると、幹線道路は黒丸で示すとおり、数字の「3」となり、名称番号の一番左に記載されます。規模は、幅員で決められ、既決定は、8m 以上 12m 未満であることから、青丸の通り数字が「6」、変更幅員は、26m なので、赤丸の数字「3」となり、名称番号の中央の数字となります。一連番号は、都市計画区域毎に区別できる数字を定めることとなります。次お願いします。

次に計画図（その 1）をご覧ください。これは、起点部の計画図になります。変更内容は、起点の位置を変更し、矢吹町の市街地の南側に位置し、町道等と接続する位置まで延伸します。幅員は、4 車線とし両側自転車歩行者道の 26m としております。写真①は、変更後の起点部、写真②は、既決定の起点部の写真となります。なお、変更後の起点の南側に向かっては、東北自動車道矢吹インターチェンジ前後で実施中の「(泉崎矢吹) 事故対策事業」の区間となっており、矢吹 IC の先まで 4 車線化される予定です。次お願いします。

計画図（その 2）をご覧ください。この区間は、既決定の延長 2km の区間で、幅員が 11m（2 車線）から、変更後幅員 26m（4 車線）となる区間です。左上の凡例をご覧ください。赤が今回新たに都市計画道路に変更する箇所、薄い赤が既決定の部分となります。次お願いします。

計画図(その3)をご覧ください。これは、終点部の計画図となります。今回、終点の位置を鏡石町との境まで約320mを延伸し、県中都市計画道路に接続します。幅員は、同様に4車線とし、両側自転車歩行者道の26mとしております。次をお願いします。

こちらは、県中都市計画道路の標準横断面図です。道路区分は、県中都市計画と同じです。上が既決定の幅員11m、下が変更後の計画幅員26mを示しております。今回の変更では、全線で車線数を4車線とし、幅員は26m、両側に3.5mの自転車歩行者道を設けることにより、安全で快適な歩行者空間を確保します。次をお願いします。

続いて、3・5・301号 矢吹停車場線の変更について説明いたします。次をお願いします。

総括図をご覧ください。赤の線太く示したところが、今回変更となる3・5・301号矢吹停車場線です。矢吹停車場線は、JR矢吹駅西口から国道4号を結ぶ幹線道路で、昭和33年に都市計画決定されています。右の表に、変更の内容を記載しています。今般、都市計画道路3・3・302号国道4号線の都市計画変更に伴い、終点の位置、線形、幅員及び番号を変更するもので、変更内容は記載のとおりです。次をお願いします。

計画図で説明します。左下の凡例をご覧ください。ピンク色が、既に決定され変更後も残る区域、黄色の部分が変更で廃止となる区域、濃い赤色が今回新たに決定する区域となります。今回、国道4号線の計画に合わせ、交差格を約90度に近づけるため終点の位置を変更します。また、道路幅員は、交差点の影響範囲である約70mにおいて、現在の道路構造令に合わせ11mから12mに変更します。次をお願いします。

横断面図をご覧ください。変更内容は、終点部のみ、幅員を11mから12mに変更します。次をお願いします。

これは、起終点の写真になります。上が、起点であるJR矢吹駅から終点側を望んだ写真です。既に両側歩道で整備が完了しています。下は、終点の国道4号から、起点側を望んだ写真です。赤色の部分が新しく区域に入る部分です。次をお願いします。

続いて、3・3・303号 矢吹棚倉線について説明いたします。次をお願いします。

総括図をご覧ください。図の上側が北の方角になります。太い黄色の線が、既決定の路線で、赤で示す「くの字」になっている路線が振り替えて決定する矢吹棚倉線になります。右の表に、変更の内容を記載しています。3・6・303号矢吹棚倉線は、矢吹町と棚倉町を結ぶ幹線道路であり、当該区間は、国道4号を起点とし、JR東北本線を踏切で横断し、矢吹町市街地の南東地域を横断する幹線街路として昭和33年に都市計画決定されました。今般、平成18年より進



めた長期未着手道路の見直しにおいて、すでに北側で近接・平行する路線として整備が完了している主要地方道棚倉矢吹線に街路機能を振り替え、起終点の位置、線形、幅員及び番号を変更するものです。延長は、約 1.68km、幅員は 14～26m となります。一部区間で JR 東北本線を跨ぐため、嵩上式区間が 610m となります。次をお願いします。

計画図で説明します。黄色が、既決定の部分となります。延長約 1,040m で JR 東北本線と踏切で交差し、市街地を東西に横断する道路です。既に踏切は閉鎖され、通行できない状況となっています。矢吹町では、平成 18 年から長期未着手道路の見直しにより、既に北側に近接・平行する路線として整備が完了している路線に、街路機能を振り替える方針としたことから今回変更するものです。変更する路線は、延長 1,680m の 2 車線道路で、嵩上げ式区間は、延長 610m です。起終点の位置は、国道 4 号を起点とし、終点は、用途地域が設定されている地点まで決定する予定です。新しい路線は、既に全線で整備が完了しており、平成 8 年に供用を開始しております。都市計画決定は、現状の幅員で決定する予定です。次をお願いします。

横断面図をご覧ください。右上の青色で示す横断面図が、既決定の幅員 11m です。今回の変更では、嵩上げ部が両側歩道と側道を含み幅員 26m、地表部は、両側歩道で 14m となります。次をお願いします。

これは、現在の起終点の写真です。上の写真は、起点である国道 4 号交差点から終点側を望んでいます。下が終点側から起点側を望んでいます。

最後に、意見書について説明いたします。都市計画道路の変更に向けて、令和 2 年 11 月 27 日から二週間、法定縦覧を行ったところ、資料の表のとおり、意見書は、県南都市計画区域の国道 4 号線で 7 件ございました。次をお願いします。

意見書の内容について説明します。出された意見書を整理すると、地点①についての意見が 6 件、地点②については 1 件となります。

地点①に関する意見は、いずれも国道 4 号線と町道の接続部分について、現在の①や形状のままで良い。というものでありました。上段の写真をご覧ください。写真は、終点側である地図の上段から起点側の下方向を望んでいます。現在は Y 字交差で、本線は赤色の線で右にカーブしますが、矢吹町内には青色の線で鏡石側から直接、直進して侵入できる構造となっております。意見は、この構造を残したまま通行できるようにしてほしいというものであります。対応については、後程説明します。

地点②に関する意見は、国道 4 号と接続する町道の部分に交差点を設置してほしいというものでありました。現在は、下段の写真のように T 字交差点で信号が無く右左折が可能となっております。次をお願いします。

次に、意見書への対応について説明いたします。今回の都市計画の変更は、都市圏の将来の道路ネットワークの強化と道路の安全性向上を図るために延長や幅員などを見直し4車線化を図るものです。変則な交差点や交差点が多いと、見通しが悪くなったり、事故が増える要因になったり、円滑な交通処理や安全性の向上に課題が残ることなど考えられます。また、計画変更後の道路ネットワークでの交通解析等を実施し渋滞等の発生も抑制できる効果が期待できるという結果が得られていることなどから、今回の都市計画決定の段階では、現在の変更計画案のとおり決定してまいりたいと考えています。また、道路管理者からは、「今回の意見内容について、地点①については、既設道路の拡幅や交差点の接続機能、地点②では交差点機能の設置について、それぞれ貴重な意見として捉え、事業を進める中で再度検討を深め、関係機関等と協議の上、対応を決定したい。」との回答が得られており、個別の箇所については、今後事業が進められる中で検討が進められるものと考えております。

続いて、議案書の3ページをお開きください。議案第2027号 県中都市計画道路の変更について、都市計画道路中3・3・1号国道4号線を次のように変更する。幹線街路 起点の位置 岩瀬郡鏡石町九来石から九来石南に変更します。区域 延長 約12,840mを約14,640mに、構造 幅員 22mを22m~30mに変更します。

4ページをご覧ください。理由は記載のとおりでございます。参考としまして、公聴会開催状況 開催日 令和2年10月27日、公述人 なし。都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況 縦覧期間 令和2年11月27日~令和2年12月11日、意見書の提出状況 意見書の提出なし。市町村の意見 鏡石町 意見なしとなっております。

続きまして、議案第2028号 県南都市計画道路の変更について 都市計画道路中3・6・301号矢吹停車場線を3・5・301号矢吹停車場線に、3・6・302号国道4号線を3・3・302号国道4号線に、3・6・303号矢吹棚倉線を3・3・303号矢吹棚倉線に名称を改め、3・5・301号矢吹停車場線ほか2路線を次のように変更する。幹線街路 名称 3・6・301号を3・5・301号に、終点の位置 矢吹町大町を矢吹町中町に、構造 幅員 11mを11m~12mに変更します。幹線街路 3・6・302号を3・3・302号に、起点の位置 矢吹町新町を矢吹町北浦に、区域 延長 約2,000mを約3,230mに、構造 車線の数 2車線を4車線に、幅員 11mを26mに変更します。幹線街路 3・6・303号を3・3・303号に、区域 延長 約1,040mを約1,680mに、構造形式 地表式を地表式・嵩上式に、幅員 11mを14m~26mに変更します。構造形式の内訳は記載のとおりでございます。

6ページをご覧ください。変更理由につきましては、先程説明してございますので、省略させていただきます。

7 ページをご覧ください。参考としまして、公聴会開催状況 開催日 令和 2 年 10 月 27 日、公述人 なし。案の縦覧及び意見書の提出状況 縦覧期間 令和 2 年 11 月 27 日～令和 2 年 12 月 11 日、意見書の提出状況 7 件。意見書の提出なし。市町村の意見 記載のとおり意見なしでございます。説明の方は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。では只今のご説明に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたら頂戴したいと思います。挙手にてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(17 番 宮本委員)

17 番 宮本です。一点だけお聞きしたいと思います。道路の幅員を拡幅しますが、鏡石町の中心部は 30m に、矢吹町は 26m ということで、最大の幅員が異なりますが、これは何か考え方や基準があって、最大の幅員が同じ路線の中で違っていると、同じ中心部を通る道路だと思いますが、この違いはどこにあるのか、これは市町村の要望があってまちづくりとの関係で、このような設計・変更になるのか、この辺りの事情をお聞かせください。

(会長)

ありがとうございます。では事務局よりお願いいたします。

(事務局)

はい、お答えいたします。道路の幅員は、道路構造令等の基準に基づいて算出され、現在の歩行者や自転車の交通量の状況や将来の見込みで、安全性等を考慮して決めております。鏡石拡幅の区間については、道路の設計上、都市部の道路の基準を使っているということでございます。現在の交通量見合いで歩道の幅員が広がります。矢吹拡幅の区間については、地方部の道路の基準を使っており、若干、歩道の幅員が狭くなっています。県中都市計画区域は、区域区分の市街化区域を定める都市計画区域になっております。県南都市計画区域は、区域区分を定めない非線引きの用途地域となっています。現状の歩行者や自転車の交通量や将来の予測、周辺の土地利用の状況を見ながら、道路構造令に基づいて幅員を決定しているということになります。

(会長)

よろしいでしょうか。

(17 番 宮本委員)

はい。

(会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(19 番 横田委員)

19 番 横田です。先程、意見書が出ていた矢吹の地点②の件ですが、交差点が設置されない場合は、他の道路に誘導するという事でよろしいですか。

(会長)

ありがとうございます。では事務局よりお願いいたします。

(事務局)

はい、お答えいたします。委員の仰るとおりでございます。

なお、繰り返しになりますが、道路管理者からは「意見の内容について、事業を進める中で再度検討を深め、関係機関等と協議の上、対応を決定したい。」との回答が得られており、個別箇所については、事業が進められる中で検討が進められるものと考えております。

(19 番 横田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。それでは、議案第 2027 号及び第 2028 号の議案に、ご異議ございませんか。

(異議無し)

(会長)

ありがとうございます。では、ご異議無しと認めまして、議案第 2027 号及び第 2028 号は、原案のとおり同意するということに決定いたします。続きまして、第 2029 号の議案について、事務局より説明願います。

(事務局)

資料 2 をご覧ください。議案第 2029 号について説明します。変更する都市計

画道路は、3・6・120号浜畑磯山線と、3・6・121号樋掛田浜田線の2路線になります。次をお願いします。

始めに、位置図をご覧ください。これは相馬郡新地町のJR新地駅周辺の位置図になります。資料の右手が北の方角で宮城県境、左手が南の方角で相馬港となります。下が東の方角で太平洋となります。赤い路線は、相馬港から宮城県境を結ぶ路線で浜畑磯山線となります。青色の路線が、新地町の市街地から釣り師浜魚港や防災緑地等を結ぶ樋掛田浜田線です。この地区は、東日本大震災では、震度6強の地震が発生し、津波がJR常磐線の線路を超えるなど、JR新地駅周辺も大きな被害を受けました。復旧・復興に当たり、県と町では、津波災害に強いまちづくりとして、JR新地駅周辺を盛土する土地区画整理事業を実施し、津波防災対策として、海岸堤防、防災緑地、道路など複数の手法を組み合わせた総合的な防災力の高いまちづくりを進めております。対象の2路線は、県や町の復興計画に位置付け平成25年2月5日に都市計画決定し事業を進めております。次をお願いします。

続いて総括図で説明します。右側が北の方角になります。3・6・120号浜畑磯山線は、相馬港方面の新地町今泉字浜畑から宮城県境までを結ぶ、延長5,340mの区間となります。本路線は、平成23年に発生した東日本大震災により、大きな被害を受けた新地駅周辺地区の幹線街路であり、地区の復興を支援する都市施設として平成25年に都市計画決定され、復興整備計画にも位置付けられています。今般、隣接する道路の管理者協議による管理区分の確定、防災集団移転事業の盛土計画との調整による必要な道路幅の確定、及び町の復興計画見直しに伴う周辺農地利用の方針の決定により、一部道路計画を見直したことから、線形及び道路幅を変更しようとするものです。次に、3・6・121号樋掛田浜田線ですが、新地町役場やJR新地駅西口など町の市街地から、釣り師浜海岸など太平洋までを結ぶ、延長790mの区間です。今般、本路線と隣接する防災緑地計画との整合、及び周辺の農地利用に配慮するため、一部道路計画を見直したことから、線形及び道路幅を変更しようとするものです。資料の右側に凡例がありますが、ピンク色が、既決定で変更後も残る区域、濃い赤の部分が変更で追加される区域、黄色の部分が変更で廃止する区域となります。次をお願いします。

続いて、浜畑磯山線の変更概要を説明いたします。資料の上が、北の方角となります。今回の変更の内容は、大きく5つございます。起点側から順に①～⑤について説明します。次をお願いします。

変更箇所①は、道路幅の減と取り付け道路の減です。当初の都市計画決定は、本線に取付く道路である黄色の部分も含めておりましたが、このたび、町道の管理者となる新地町との協議が完了し、都市計画道路として管理する道路区域が確定したことから、黄色の部分を廃止するものでございます。次をお願いします。

す。

次に、②道路幅の減でございます。当初は、現況地盤の高さから盛り土する計画としていましたが、隣接地の盛土計画との調整により、必要な道路区域が確定したことから、黄色の部分を廃止するものでございます。次お願いします。

次に、③道路幅の減です。ここも同じく、現状地盤からに盛り土する計画としていましたが、隣接する土地で行う防災集団移転事業の盛土計画との調整により、必要な道路幅が確定したため、黄色の部分を廃止するものでございます。次お願いします。

次に、④道路幅の減についてでございます。このたび、本線に隣接する町道の管理者となる新地町との協議が完了し、管理する道路区域が確定したことから、黄色の部分を廃止するものでございます。次お願いします。

最後に、⑤取り付け道路の削除についてです。当初は、本線に接続する道路を計画していましたが、町の復興計画の見直しにより、周辺農地を計画的に利用する方針となったことから、取付道路を取りやめたものです。なお、取付道路については西側（図の上側）に集約し機能は確保することとしています。以上が変更する箇所の内容です。次お願いします。

続きまして、3・6・121号 樋掛田浜田線の変更箇所について説明します。この路線は、道路線形の変更により終点位置を変更するものです。次お願いします。

変更内容について、説明します。⑥道路線形・終点位置の変更についてですが、道路に隣接して町が実施する防災緑地計画との整合、及び農地利用等に配慮し、道路計画を見直したことにより、線形及び終点位置を変更するものでございます。黄色の部分が廃止される部分でございます。スライドの説明は以上でございます。

続いて、議案書の8ページをお開きください。議案第2029号 相馬地方都市計画道路の変更について、都市計画道路中3・6・120号浜畑磯山線及び3・6・121号樋掛田浜田線を次のように変更する。表の中で、構造、規格、延長等については、変更ございません。区域は計画図表示のとおりということで、図面の方の変更となります。

9ページをご覧ください。理由につきましては、先程の説明のとおりでございます。参考としまして、都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況ですが、縦覧期間が令和2年12月11日～令和2年12月25日、意見書の提出は無しでございます。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

(会長)

ありがとうございました。では只今のご説明に関しまして、ご質問、ご意見

等ございましたら頂戴したいと思います。挙手にてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(質問等無し)

(会長)

それでは、ご意見もないようですので、議案第 2029 号の議案に、ご異議ございませんか。

(異議無し)

(会長)

ありがとうございます。では、ご異議無しと認め、議案第 2029 号は、原案のとおり同意するということに決定いたします。続きまして、第 2030 号の議案について、事務局より説明願います。

(事務局)

資料 3 をご覧ください。議案第 2030 号 特殊建築物の敷地の位置について(喜多方市) について説明いたします。

始めに、法の規定や手続きについて説明いたします。建築基準法第 51 条の規定では、都市計画区域内においては、ゴミ焼却場その他政令で定める処理施設は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないとされています。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合等はこの限りでないとされています。次お願いします。

その他政令で定める処理施設は、廃棄物処理法施行令に規定する「ごみ処理施設」及び「産業廃棄物処理施設」を指します。具体には、廃プラスチック類の破砕施設は、1 日あたりの処理能力が 5t を超えるもの、木くずについても同様となります。今回の計画施設は、廃プラスチック類 12.72t、木くず 20.88t と、いずれもこの規定を超えることから設置に当たっては許可が必要となります。次お願いします。

設置に必要な手続きについて説明いたします。産廃処理施設を設置するためには、左に示す通り、廃棄物処理法の設置許可のほか、右の建築基準法による、敷地の位置に関する許可が必要となります。次お願いします。

次に、都市計画上の支障の有無の判断基準を説明します。1 つ目は、都市計画マスタープランとの整合として、市町村マスタープランの内容と著しく乖離し

ないこと。2つ目は、土地利用計画との整合として、市街化調整区域には原則設けないこと。用途地域は、原則として工業系用途地域とすること。地区計画等に整合していること。3つ目は、都市計画施設との整合として、道路や公園など計画される都市計画施設に支障を与えないこと。4つ目は、市街地開発事業との整合として、市街地開発事業（区画整理事業や市街地再開発事業）に整合していることとなります。次に、特定行政庁である県建築指導課から、施設概要を説明いたします。

建築指導課の山田と申します。よろしくお願ひいたします。6ページをご覧ください。会社の概要でございますが、商号 有限会社 Miyatsu リサイクル、代表者 代表取締役 鈴木一郎、所在地 喜多方市岩月町宮津字西ノ山7132番の1、主な事業は、産業廃棄物の収集運搬業、中間処理業となっております。今回、整備いたします産業廃棄物処理施設の概要ですが、施設名 有限会社 Miyatsu リサイクル破砕処理施設、所在地 喜多方市岩月町宮津字沢ノ上7122番地の7の外20筆、敷地面積15,641.51㎡、延べ面積952.00㎡、敷地内合計2,425.14㎡。処理の概要 処理する産業廃棄物の種類 がれき類、廃プラスチック類、木くず破砕処理施設。処理能力 廃プラスチック類12.72t/日、木くず20.88t/日、施設の稼働時間 午前8時から午後5時30分、実働8時間。がれき類の破砕処理能力が一日当たり5t/日を超えるものになっておりますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の許可対象施設に該当する施設となっております。

7ページをご覧ください。本施設の位置であります。喜多方都市計画区域内にあり、喜多方市を縦断いたします、国道121号の東側に位置しております。

8ページをご覧ください。現地の状況であります。航空写真及び写真1が建設予定地全景になります。写真1が既に木くず・がれき類の破砕施設として稼働している施設であります。今回の許可申請建築物は赤色で表記している部分になります。

9ページをご覧ください。8ページに続いて現地の状況であります。写真1が敷地北側の工場入口部分の状況、写真2が敷地北側にあります既存施設の事務所、木くず破砕処理施設の状況、写真3が既存施設のがれき類破砕処理施設の状況、写真4が敷地南側の工場出口部分の現状となります。

10ページをご覧ください。新設施設の廃棄物の搬入及び製品搬出の流れであります。敷地西側に接する国道121号線に敷地北側の入口から入り、搬出は敷地南側の出口から出て行くようになります。

11ページをご覧ください。新設する処理施設イメージですが、Aで廃棄物を投入し、Bで破砕、Cで成形機による熱圧縮・減容、Dで製品として搬出されません。



12 ページをご覧ください。新設する処理施設の立体イメージですが、図面左側より廃棄物を投入し、破碎、成形機による熱圧縮・減容を行い、右側より写真にありますボイラー燃料製品として搬出されます。

13 ページをご覧ください。既存施設の処理施設（木くず）の廃棄物の搬入及び製品搬出の流れであります。図面右側より廃棄物を投入し、破碎し左側より写真にあります木チップとして搬出されます。

14 ページをご覧ください。既存施設の処理施設（がれき類）の廃棄物の搬入及び製品搬出の流れであります。図面右側より廃棄物を投入し、破碎し左側より搬出されます。以上で私からの説明を終わらせていただきます。

最後に、都市計画上の支障の有無について、考え方を説明いたします。1つ目の都市計画マスタープランとの整合ですが、市のマスタープランでは、当該地は、田園ゾーンに位置し、幹線道路等の沿線では連続した土地利用に努め道路や緑地などの公共空間と適正なバランスの取れた宅地の形成を誘導する地区となっています。また、田園景観の維持保全に向け、市街地周辺の幹線道路沿線については、無秩序な開発を抑制し良好な田園景観の維持や保全に努めるとされています。以上を踏まえ、当該施設の計画を見ますと、国道 121 号沿いに位置し既に稼働している産業廃棄物処理施設の敷地内に設置するものであり無秩序に開発し設置するものではないことから、市都市計画マスタープランの内容に乖離するものではないと考えております。2つ目の土地利用計画との整合ですが、当該敷地は、非線引き都市計画区域で用途地域は無く、周辺に集落等も無く、既に産業廃棄物処理施設が稼働している敷地であることから、土地利用との整合は図られると考えております。3つ目の都市計画施設や、4つ目の市街地開発事業との整合でございますが、当該敷地周辺には、都市計画道路や都市公園、市街地開発事業等の計画はないことから、不整合はないと考えております。以上、4つの視点からの都市計画上の支障は、無いものと考えております。なお、参考意見ですが、市からの意見も支障なしとの意見をいただいております。

続いて、議案書の 10 ページをお開きください。議案第 2030 号 特殊建築物の敷地の位置について、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものである。名称 有限会社 Miyatsu リサイクル産業廃棄物処理施設、位置は記載のとおりです。面積 15,641.51 m<sup>2</sup>、用途 産業廃棄物処理施設、申請部分建築面積 952.00 m<sup>2</sup>、廃プラスチック類等の破碎施設 廃プラスチック類 12.72t/日、木くず 20.88t/日となります。備考 申請人 有限会社 Miyatsu リサイクル 代表取締役 鈴木 一郎。理由 当該施設は、産業廃棄物処理施設として廃プラスチック類等の破碎施設の処理能力が建築基準法第 51 条ただし書きの規定で定める規模を超えるため、許可を得ることが必要となる。当該地の都市計画制限 都

市計画の状況ですが、区域区分なし、用途地域 無指定となります。以上、ご審議よろしくお願いたします。

(会長)

ありがとうございました。では只今のご説明に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたら頂戴したいと思います。挙手にてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(17番 宮本委員)

17番 宮本です。この事業者は、既に中間処理業を行っていますが、今回の新たな申請というのは、新しい事業の機能を付加するということがあるのかどうか、今までやっていたものを更に規模拡大するということなのか、いずれなのかお聞かせください。それから、今回新たな施設の設置について、地域全体で中間処理の需要が高まっているような事情があるのかどうかお聞かせください。

(会長)

ありがとうございます。では事務局よりお願いたします。

(事務局 (特定行政庁))

はい、お答えいたします。まず、一つ目の処理する内容が新しく増えたのか、それとも容量が増えたのかというご質問ですが、元々の施設は、木くずとがれき類の破碎施設でございました。今回新たに加える部分というのは、廃プラスチック類や木くずを成形して、最終的には圧縮した固形燃料を作るという作業になります。今までの木くずやがれき類の破碎も確かに再資源化されるものではございますが、最終的に使う目的がボイラーの燃料を作るということで、そういった機能が足されたという今回の計画になっております。それから、地域の需要についてですが、ここで生産される燃料が、実際どういうところに搬出されるのかについては、この施設の近辺で使われる量となっております。実際大きいニーズがあったかというところまでは把握できておりません。以上になります。

(会長)

よろしいでしょうか。

(17番 宮本委員)

はい。

(会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それでは、ご意見もないようですので、議案第2030号の議案に、ご異議ございませんか。

(異議無し)

(会長)

ありがとうございます。では、ご異議無しと認め、議案第2030号は、都市計画上の位置について支障無しと扱わせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、次第の4番、都市政策推進専門小委員会からの報告に移ります。(1)県北都市計画地区計画(伊達市堂ノ内地区計画(市決定))について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

はい、それではお手元の参考資料をご覧ください。市町村が定める地区計画につきましても、県と協議することになっており、この度、伊達市が定める堂ノ内地区の地区計画につきましても、令和2年9月30日に事前協議を受け、協議を行ってきたところでございます。その中で、今回の地区計画は、大規模商業施設の立地を可能とするような内容が含まれる、近隣商業地域並みの土地利用を図りたいというような計画でございましたので、広域調整の対象となり、各市町村の意見や都市政策推進専門小委員会の意見を聴取したところでございます。参考資料の1枚目にはございますが、令和2年12月23日に開催した小委員会からいただいた意見の結果になります。意見は、まず一つ目の周辺地域、周辺市町村との連携についてですが、これは大規模集客施設の立地は広域な影響を及ぼすことが懸念されるということで、持続可能な都市づくりの観点から、農村地域との共生や交通環境の形成、地域振興の方策等について、計画段階から周辺地域、周辺市町村との十分な調整・連携が必要であるとの意見をいただきました。二つ目の防災対策についてですが、地区計画を決定しようとする位置にハザードエリア(阿武隈川の洪水浸水想定区域)が含まれることから、地区内の防災対策について検討が必要であるとの意見でございます。三つ目の環境への配慮についてですが、現況が農地となっている土地を開発し大規模な建物や広大な駐車場が整備される場合には、温室効果ガスの排出量増加など環境

負荷が懸念されるため、SDGs の推進を念頭に置き、環境に配慮した計画となるよう検討が必要であるとの意見をいただいております。なお、小委員会の意見を踏まえまして、次のページ以降に県の考え方・回答について添付しております。この意見は、県のホームページで公表しております。県の判断基準につきましては、別紙の 1 ページでございます。一つ目の基準として、県が定めた又は定めようとする都市計画との適合性で、ここでは区域マスタープランとの適合性について判断しております。内容は、記載のとおりでございます。二つ目は、県が実施する施策等との整合性でございます。これは、県の都市づくりビジョンにおける整合性について判断しております。三つ目は、対象都市計画が関係市町村等に及ぼす影響、四つ目は、関係市町村の意見について、五つ目は県都市計画審議会の意見ということで小委員会の意見を記載しております。最後に、その他必要な事項を記載し、令和 3 年 1 月 6 日に伊達市へ回答しております。今後、伊達市の方で、公告縦覧、市の審議会を経て決定される見込みとなっております。小委員会の報告につきましては、以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの報告に関して、都市政策推進専門小委員会を代表しまして、小委員会委員長の川崎委員から一言コメントをお願いします。

(1 番 川崎委員)

議席番号 1 番 福島大学の川崎です。先程、事務局からご説明のあったように、令和 2 年 12 月 23 日に小委員会が開催されて、様々な意見が出されました。参考資料に書いてあること以外にも、例えば、商業というか産業全体の観点から、これはどういうふうに考えていくべきかとか、或いは、農業振興の観点から等、様々な御意見を委員の方々からいただきましたが、都市計画に関することとしては、参考資料の 1 ページに書いてある形でまとめさせていただいた次第です。また、小委員会の方で県都市計画区域マスタープランの見直しを進めておりますので、区域マスの見直しの中で、堂ノ内地区の件について、都市計画の将来像を広域的な観点で見定めて、それを実現するための方針として、この件をどういうふうに位置づけていくか、引き続き小委員会として慎重に検討していき、その結果について改めてまた御報告させていただきたいと思っております。以上です。

(会長)

川崎委員ありがとうございました。都市政策推進専門小委員会の報告に関し

て、ご質問等ございますでしょうか。

(17番 宮本委員)

17番 宮本です。県の考え方、そして小委員会の議論の経過についてお話をいただきました。この地区については、もう二十数年来、まちづくりのあり方も含めて、様々な議論がなされてきた経過がございます。今回は地区計画という手法で、この地域の開発を可能にしようとするものですが、二十数年前に、当時から大型商業施設の出店計画については、県北一帯の商店街などからもこれは影響が非常に大きいということで、進出については反対の意見が当時からありました。私も今回のこの地区計画という手法で進出をするというやり方について、地元の商店街にもお話を伺ってきました。一番地元の保原の商店の皆さんも一軒ずつ周って、お話を伺ってきました。それで、当時と比べるとやはり商店街自体が、非常に力が弱まっているということを感じます。あの当時は、まだ自分達たちはここで頑張りたいんだと、だから大型店が来たら、商店街は衰退してしまうので、何とかそれは止めてほしいという、そういう声が出ていました。ところが周ってみますと、今自分たちがこの事業を継続すること自体がやっとという、そういう感じを受けました。だから商店会自体の力が、非常に弱まっているなということを感じました。そうしますと、それだけやっぱりこの自分の店がこの地域にとって必要な地元の事業者という思いで、頑張っているんだというふうに仰っていました。でも、この堂ノ内地区に大型店が出店するということになれば、否応なしに甚大な影響を受けますから、もうやめざるを得ないというふうになってくる事業者は相当出てくるだろうということをご心配をしております。残念ながら、関係の市町村からは意見は全くないということですね。県の広域調整で意見を聴いたところ、市町村からは何の意見も上がって来なかった。それは恐らく私が想像するには、地元商店会のこれまで大変だから何とかしてくれと言っていったような人達も、もう声を上げること自体が非常に大変になってきているということだろうと思います。しかしその人達も、その地域の住民にとってみれば非常に大事な事業者です。そこで生活するためには必要な事業者だと思います。だけど声を上げること自体がすごく力があるので、そこまでの力が発揮できない。こういう状況に今あるのだろうと思います。福島県は、歩いて買い物ができるまちづくりを進めようというのが、商業まちづくり推進条例をつくったその段階での一番大きな目標というか、条例の目的だったわけですね。だから、地元の商店をしっかりと育成するというのが、本県の商業の機能を発揮する基本的な考え方があったと思います。それと、今回の大型商業施設の誘致というのは、まさにそれに逆行することになってしまうのではないかと。今回は地区計画ということなので、中々その中身ま

で、商業がどうなるかというところまで立ち入って審査するということが、或いは難しかったのかもしれませんが、ただ目的は、本当にその地域のまちづくりにとって、或いはその住民にとって、どういう影響が出て本当にそれが必要なものなのか、適切なのかという判断がやはり求められたと思います。声を上げられない住民の声をしっかり聞き、受けとめながら、判断する必要があったのではないかと私は考えます。

その点で、県や小委員会の中ではどのような議論と判断がされたのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。では、事務局よりお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

はい。県の考え方については、参考資料の別紙 1 ページに示しているとおりでです。一つ目の県北都市計画区域マスタープランとの適合は、流通業務地としての検討を行う地域としていますが、地区計画の内容は、この土地利用方針と整合が図られていないということでございますが、広域調整で構成市町村から地区計画への反対意見等が無かったこと等をふまえ、県としては、今後、県北都市計画区域マスタープランの見直しの中で調整していくという判断をいたしました。二つ目の県の都市づくりビジョンとの整合についてですが、これは平成 21 年に策定したビジョンでございますが、基本方針を 3 つ掲げております。これについては、各市町村等と考え方を共有しており、地区計画に基づく事業の実施にあたっては、ビジョンに沿った都市づくりとなるように進めてくださいということをお願いしたところですが、三つ目の関係市町村等に及ぼす影響等でございますが、二つに整理しました。一つ目は、中心市街地や周辺のまちづくりへの影響についてとして、大規模集客施設が立地した場合、中心市街地や周辺地域のまちづくりとの両立が課題となるということで、各地域が連携・交流し、それぞれの個性を発揮しながら共生していくことができるよう、事業者や周辺市町村との連携・協力をしてくださいという意見、二つ目は、周辺道路の交通への影響について、交通量増大に伴う道路の渋滞や交通事故等の発生が懸念されることから、道路管理者等と協議のうえ、必要な対策を講じてくださいという意見しました。また、2 ページ以降には、関係市町村の意見を記載してございます。広域調整で県内 58 市町村に意見聴取した結果、地区計画に対する反対や修正を求める意見はありませんでしたが、県北都市計画区域を構成する 3 市町からは、当該計画を進めるにあたり意見がありました。福島市からは、交通渋滞やまち

づくりの観点から、多機能型複合商業施設の集客・交流機能を活用し、広域的な発展と地域活性化を図るため、周辺自治体等と協議・調整していただきたいという意見。桑折町からは、計画書へ記載されている「近隣との連携」を尊重し、地区計画に基づく事業の推進にあたっては、事前に十分調整を図ってほしいという意見。国見町からは、近隣市町との連携を図ってほしいという意見がございました。県としては、以上の意見等をふまえ総合的に判断し、異存はないという回答をさせていただいたところです。

委員からの質問ですが、小委員会での議論では、先程、委員長の方からもお話があったとおり影響がないということではなく、地域経済に影響があるだろうという意見やそれを前提として周辺との連携やまちづくりが必要だろうという意見など様々いただきました。県としてもそういった意見を踏まえながら、どうあるべきかということを考えて、今後の都市計画や区域マスタープランの見直し等に反映していきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。川崎委員からも何か補足があればお願いします。

(1 番 川崎委員)

宮本委員の仰るとおりのこと、或いはそういった趣旨の発言は小委員会の中でもありました。ただ、冒頭事務局からご説明いただいたように、小委員会の役割というものは、広域的な影響を与える案件に関して関係市町村の意見を聴いて、どう調整するかということになりますので、今、最後の方に事務局からご説明ありましたように、周辺の市町村からは特に反対という意見がないことを踏まえたということでもあります。ただし、進めてもいいがこういった点に関しては留意してほしいという意見がありましたので、そういった点を踏まえつつ、小委員会の委員の意見も踏まえて、参考資料の 1 ページ目の形で取りまとめさせていただいたということです。

(会長)

ありがとうございます。では、宮本委員お願いします。

(17 番 宮本委員)

はい、質問に関してはご回答いただきました。関係市町村、県内全 58 市町村へ意見照会したが意見はありませんでした。県北都市計画区域の自治体からも、基本的には反対はなかったということですが、実は福島市はつい五年前までは、もう中心市街地に甚大な影響が出るから、これについては基本的には反対だと

いう意見を述べてきた経過がございます。それは最近になって、市の態度が変わってしまい、市長もこの大型店との共生を目指したいというふうに仰るようになりました。では、中心市街地の空洞化の懸念は無くなったのだろうか、計画は変更されて、そしてそういう懸念が無くなったから共生できるということができるようになったのかということ、実は何も基本的な計画や方針は変わったわけではないと思います。では何が変わったのかと考えてみますと、やはり背景には、国の広域連携中枢都市圏構想があるのだろうと私は思います。福島市はこの母都市で、宮城県の白石市も、或いは山形県の米沢市も含めて、広域連携中枢都市圏構想というのが打ち上げられて、福島市はその母都市になるというような関係で、この広域行政圏の中の話ということになって、福島市がそれを中心になって推進してきたということもあって、多分こういう態度が変わったのかなど、これは推測ですがそれしか理由は考えられません。だから、住民にとってどうかということではなくて、やはり国の広域行政の方針が変わったことで、市町村の考え方も対応も変わってしまったと考えざるを得ません。しかし、そこに住み続ける住民にとってみれば、やはりこれは、重大な影響が出ることには変わりありません。ですから、今回は都市計画上の手續の範疇ですが、これから伊達市では、土地区画整理事業でやるようですから、組合の設立や事業認可の申請が出てくると思いますので、次の段階に移ったとしても、やはり本当にそこで住民が安心して住み続けられるまちづくりのあり方がどうあるべきなのかという観点で、しっかり県としては審査をしていただきたいということを言うしか今回はありません。そのような要望を申し上げておきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。これはご意見として承らせていただきたいと思えます。では、この件については、ご報告を承ったということで扱わせていただきます。

本日の審議事項は以上でございます。終始慎重にご審議いただきまして、ありがとうございます。では司会を事務局へお返しします。

(司会)

熱心なご審議をありがとうございました。以上をもちまして、第 187 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 1 時間 3 5 分)



以上のとおり相違ないことを証します。

3番 鈴木 深雪

---

10番 佐藤 政隆

---